

# 消費税とは何だったのか—庶民の生活を取り戻すために

—— 消費税導入後の税財政・歳入歳出の変化を見る —— 2019.12.10 T.T

2020.1.14 追加

消費税導入の 経済的背景	消費税が導入されたのは、今から30年前の1989年(昭和64年)であった。当時60年代の高度成長を経た日本経済は、70年代に入り二度の石油危機(73、78年)と80年代世界同時不況(スタグフレーション)を経験していた。																																																																			
税収の推移	経済成長は73年以降、それ以前の高度成長期の成長率10%以上から、5%台へと半減低下した。90年代に入ると成長率は、最高でも3%台、平均すると1%に低下し今日に至っている。(グラフ1)																																																																			
景気政策とし ての赤字国債 発行	このような日本経済の変化は当然にも税収減をもたらした。国税収入の主要税目である所得税は1991年度26.7兆円、法人税は1989年度19.0兆円をピークに、以降長期にわたって減少過程に入った。(グラフ2) その減少にさらに拍車をかけたのは、高額所得者と会社法人に対する税率の引き下げであった。																																																																			
消費税導入と 最高税率引き 下げ経過	経済成長が低成長に変化するもとで赤字国債が発行されたのは1975年からであった。国債発行がその後の景気浮揚政策の手段とされ、79年度には国債依存率は39.6%になった。政府は赤字国債依存脱却を旨としたが、90年代初頭国債依存率は9%台に一時低下する。しかし以降再び赤字国債の発行は増大し、2019年度当初の国債累計額は対GDP比1.6倍の148.7兆円となり、政府目標のプライマリーバランスの実現は空文句となっている。(表3)																																																																			
主要国税収入 構成推移	政府税制調査会が本格的に消費税の導入を取り上げたのは1977年答申で、不況(恐慌)に伴う税収減・財政難に対し「最終的には消費支出に負担を求める新税の導入を考えざるを得ないと判断される。」とされた。79年大平内閣は財政再建と一般消費税の導入を旨すが、九月総選挙で自民党過半数割れとなり敗北した。 物品税に代わって消費税が導入されたのは10年後の1989年であった。以降98年5%、2013年8%、2017年10%に引き上げられてきた。 他方、自民党政権は消費税導入とセットに、一貫して累進税率と法人税率の引き下げを推進した。法人税と所得税の最高税率は、1989年次の51%、50%から、2019年時点で30%、45%へ、相続税は70%から55%に引き下げられた。(表4)																																																																			
直接税と間接 税の変化	消費税導入後30年間で、一般会計歳入における直接税と間接税、主要税目の所得税、法人税、資産課税、消費税の比率はどの様に変化してきたのか見てみよう。(表5) 図表6見るように、1988年度/2017年度の各税収項目の国税総収入に占める比率は、次のように変化している。 国税収入に占める主要税目(年度%) <table border="1" data-bbox="368 1384 876 1563"> <thead> <tr> <th>主要税目</th> <th>1988</th> <th>2019</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産課税</td> <td>11.4</td> <td>4.9</td> <td>- 6.5</td> </tr> <tr> <td>法人所得税</td> <td>35.3</td> <td>23.6</td> <td>- 11.7</td> </tr> <tr> <td>個人所得税</td> <td>34.4</td> <td>30.6</td> <td>- 3.8</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>18.9</td> <td>40.8</td> <td>21.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>* (国税の主な資産課税は、相続税、贈与税、譲渡所得税、登録免許税) * 消費税導入前は物品税(1988年度)</p> <p>これを税収額でみると、法人税の引き下げ減収が一番大きく、これを消費税でカバーしている。さらに、支出増額に消費税が廻されされてきた。</p> <table border="1" data-bbox="847 1570 1428 1771"> <caption>主要税目収入額 (年度 億円)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>1988</th> <th>2017</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税</td> <td>18,309</td> <td>22,920</td> <td>4,611</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>184,381</td> <td>119,953</td> <td>△ 49,834</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>179,538</td> <td>188,815</td> <td>9,477</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>2.2兆円</td> <td>175,139</td> <td>153,139</td> </tr> </tbody> </table> <p>因みに、この間の国税収入における直接税と間接税の比率は資産、相続、法人、所得税を基軸とする直接税は、73%から58%へ低下し、消費税・物品税他の間接税比率は、7%から42%に高まっている。(表5-6)</p> <table border="1" data-bbox="735 1809 1428 1984"> <caption>国税総額と直間比率 (億円、%)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">総額</th> <th colspan="2">直接税</th> <th colspan="2">間接税</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>比率</th> <th>金額</th> <th>比率</th> <th>金額</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1988</td> <td>521,930</td> <td>100</td> <td>382,220</td> <td>73.2</td> <td>139,710</td> <td>26.8</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>642,241</td> <td>100</td> <td>365,066</td> <td>58.1</td> <td>263,366</td> <td>41.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2018は見込み)</p>	主要税目	1988	2019	比較	資産課税	11.4	4.9	- 6.5	法人所得税	35.3	23.6	- 11.7	個人所得税	34.4	30.6	- 3.8	消費税	18.9	40.8	21.9		1988	2017	増 減	相続税	18,309	22,920	4,611	法人税	184,381	119,953	△ 49,834	所得税	179,538	188,815	9,477	消費税	2.2兆円	175,139	153,139	年度	総額		直接税		間接税		金額	比率	金額	比率	金額	比率	1988	521,930	100	382,220	73.2	139,710	26.8	2018	642,241	100	365,066	58.1	263,366	41.9
主要税目	1988	2019	比較																																																																	
資産課税	11.4	4.9	- 6.5																																																																	
法人所得税	35.3	23.6	- 11.7																																																																	
個人所得税	34.4	30.6	- 3.8																																																																	
消費税	18.9	40.8	21.9																																																																	
	1988	2017	増 減																																																																	
相続税	18,309	22,920	4,611																																																																	
法人税	184,381	119,953	△ 49,834																																																																	
所得税	179,538	188,815	9,477																																																																	
消費税	2.2兆円	175,139	153,139																																																																	
年度	総額		直接税		間接税																																																															
	金額	比率	金額	比率	金額	比率																																																														
1988	521,930	100	382,220	73.2	139,710	26.8																																																														
2018	642,241	100	365,066	58.1	263,366	41.9																																																														

一消費税は福祉にーで進んだもの

消費税の導入は、「福祉目的のために消費税を使う」という謳い文句を大義にした。ける大まかな福祉予算支出額の経過は次のとおりである。

(支出済歳出額)

1988年度～2017年度の30年間の予算歳出増額は37.63兆円、社会保障関係費支出増額20.65兆円であり、予算全体の増加1.48倍に比べ、社会保障関係費の増加は2.76倍になっている。

社会保障関係費推移(決算)(兆円)							
年度	内・社会保障関係費						
	総額 A	計 B	生活 保護	社会 福祉	年金 医療	保健 衛生	雇用 労災
1988	61.47	11.75	1.01	2.17	7.76	0.49	0.31
2000	83.46	17.64	1.48	4.01	11.13	0.57	0.43
2015	99.66	31.39	2.82	4.86	23.07	0.48	0.14
2017	99.11	32.48	3.66	3.99	23.19	( )	( )

消費税3%を導入した年の前年度、1988年度の社会保障関係費/物品税額は、(11.75兆円)/2.2兆円で、2017年度では32.47兆円/消費税17.51兆円の対応額となる。

消費税導入以降における社会保障関係費と主要税目別税収額とを対比すると次の数字が得られる。

この間、社会保障関係費が2.63倍となったのに比べ、直接税の所得税、法人税の伸びは0.87、0.59倍と3分の1以下の伸びで、消費税の伸びは5.32倍である。社会保障関係費への所得税、法人税の比重を下げて、消費税への依存を極端に高めたことを示している。

一消費税は福祉にーという標題のねらいは、社会保障関係費の増を間接税の消費税でまかない、直接税の個人所得税最高税率引き下げによる累進税所得再配分機能を低下させ、法人税率引き下げを意図していたのである。その減収分を消費税でまかなう、転化するという巧妙なごまかしがあったのである。

国民には税収減への対処、社会保障費自然増に対する財源として、消費税が不可避であるかの様に意識させる戦術のもと、法人税引き下げと金持ち優遇税制を計ってきたのである。

各税目/社会保障関係費	兆円		
	1989 A	2017 B	B/A
社会保障関係費	12.35	32.47	2.63
所得税	21.38	18.88	0.87
法人税	18.99	11.20	0.59
消費税	3.29	17.51	5.32
	23.5	53.9	

成長率低下ー税収減ー社会保障経費増ー消費税導入という単純な論理に対し、消費税の持つ負担の不平等、逆進性を指摘するととどまり、さらに消費税導入が金持ち優遇税制の道を開いていくという資本の意図を見抜き暴き切れなかったのである。

所得税、法人税最高税率引き下げ、

前記社会保障関係費に対応した所得税、法人税の伸び率の低下は、表にみるように法人税率が51.04%から29.77%、所得税率が50.00%から15%、相続税が70%から55%へと最高税率を引き下げたことと対応している。

主要税目・所得税最高税率、法人税率引き下げ推移と消費税率

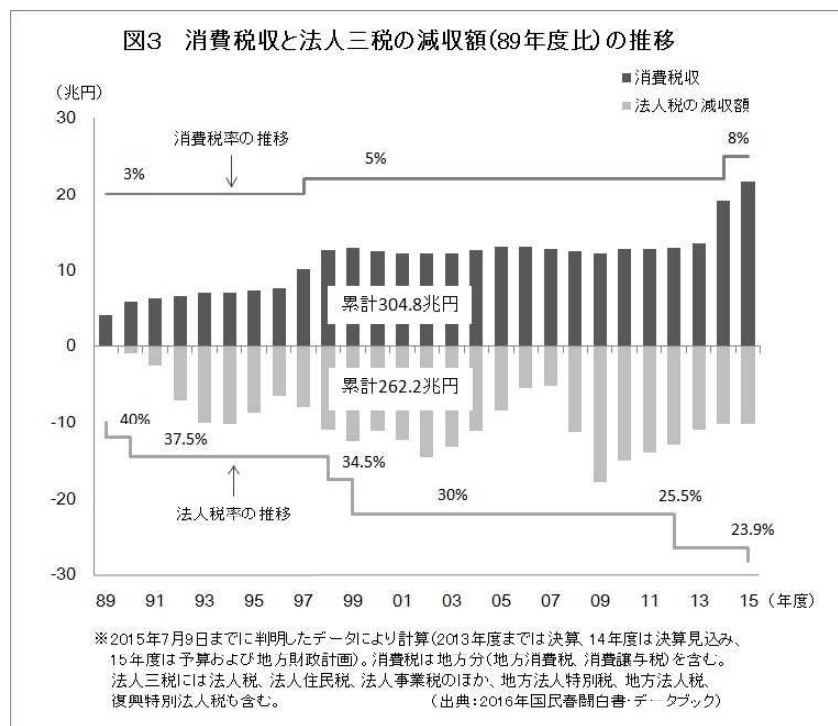
	1989	1997	1999	2003	2007	2013	2016	2019
法人税	51.04	4.98	40.87	40.87	39.54	37.00	29.97	29.77
所得税	50.00	50.00	37.00	37.00	40.00	40.00	45.00	45.00
相続税	70.00	70.00	70.00	50.00	50.00	50.00	55.00	55.00
消費税	3.00	5.00	5.00	5.00	5.00	8.00	8.00	10.00

参考

消費税収の8割以上が法人税減税に消えているー消費税増税に反対するブログより

消費税の8割が法人税減税に

日本では消費税が導入された当時から、法人税減税が急速に行われてきた。法人税の基本税率は1984～86年度の43.3%から2015年度の23.9%に引き下げられ、国税と地方税を合わせた法人実効税率も、84～86年度の52.92%から2016年度の29.97%まで引き下げられている。



個人所得税最高税率引き下げと消費税

1989～2015年度まで日本人が払った消費税は計304.8兆円なのに対し、法人税は国と地方合わせて単年度税込が29.8兆円であった1989年度と比較すると計262.2兆円も減収しており、これは消費税込の86%が法人税減税の穴埋めに消えた計算になる(図3参照)

逆に言えば、これらの最高税率の引き下げと法人税引き下げがなければ、直接税によって社会保障関係費増(1989/2017 約20兆円増)への対応は十分対応出来たのである。

累進税率引き下げ額は、消費税の5割に相当

ではもう一つの直接税である個人所得税の最高税率引き下げによる国税減収額はどの程度になるか、正確な財政資料が出されていないので推計してみる。

1989年度以前の最高税率50%を起点として個人所得税の最高税率はね1999年度に37%に引き下げられた。2007年度40%には引き上げ、2014年度から45%に引き上げられた。最高税率が50%の時期1989-1998年度までの10年間の所得税収入額は2161,205億円、単年度平均収入額は21兆6121億円であった。

個人所得税最高税率引き下げ相当額推計

年度	最高税率	年数 a	単年度平均税込額	税率改正前 A との減収額 E	a × E 小計
1989 - 1998	50	10	216,121 億円 A	消費税導入前	
1999 - 2006	37	8	156,350 億円 B	A-B △ 59,770 億円	478,160 億円
2007 - 2013	40	7	142,804 億円 C	A-C △ 73,317 億円	513,219 億円
2014 - 2019	45	6	181,980 億円 D	A-D △ 34,141 億円	204,846 億円

合計 1196,225 億円

同様に最高税率37%の1999年度～2006年度8年間の所得税収入額は、250,795億円、単年度平均収入額は15兆6350億円、最高税率が40%に引き上げられた2007年度～2013年度7年間の収入額は999,629億円、単年度平均14兆2804億円である。45%に引き上がった2014年度～2018年度5年間の収入額は909,900億円、単年度平均18兆1980億円である。

上記1999年度以降の最高税率引き下げによる減収額は、合計すると119兆6225億円となる。この間の消費税総額は237兆9156億円で、その50%に相当する。この推計が妥当であれば、1999年度以降の個人所得税の減収を消費税の半分が穴

埋めしてきたことになる。資産課税の減少を加えると、金持ち優遇政策の税率引き下げで累進税率の再配分機能を低下させてきた。

\* 因みに国税減収額の計算を最高税率引き下げ時前後の減収額で推計すると次ぎの減収額となる。1998年度/1999年度 169,961億円 / 154,468億円 単年度△15,493億円 単純に2018年度までの20年間で掛けると 309,860億円の減収額となる。

\* 月刊社会主義 12月号で鹿児島大学伊藤周平氏は、消費税導入後1990年度－2018年度までの国税・地方税を合わせた法人三税の累計減収額は291兆円、1992年度－2018年度までの所得税・住民税の累計減収額が270兆円、合計561兆円で、1989年度－2018年度までの消費税収累計額は地方消費税含めて372兆円と指摘している。法人税・所得税減収額の66%を消費税で穴埋めしてきたことになると解説する。

### GDPの9割に達する内部留保額の蓄積

法人税引き下げと内部留保増

年度	内部留保額
1989	102兆.9083億円
1990	127兆2628億円
1999	157兆0217億円
2004	203兆9228億円
2012	304兆4828億円
2016	406兆2348億円
2018	463兆2890億円

(法人企業統計)

法人企業統計による内部留保額(利益剰余金)は、1989年度100兆円台から、2004年度には200兆円を越え、2018年度には463兆円に達した。(表6)実質GDP530.7兆円の87%に相当する。1989年度から2018年度の増加率は4.5倍である。

他方での法人税率の引き下げによる法人税収入額は、1989年度189,933億円から2018年度123,180億円へ、6兆6753億円減少している。

内部留保額の蓄積がどの程度が適切なのか定説はないと思われるが、生産と分配の経済循環と無関係に内部留保だけが累増していく、余剰資金が生産に振り向けられず投資資金にまわされていくという状態は、正常な経済活動とは言えず、企業の社会的責任と経済倫理からも逸脱したものと考えるべきであろう。今日Gの9割に達した内部留保額の主要な対象は法人税引き下げの恩恵を受けてきた大企業・ビッグユニオンである。

一方では非正規労働者が四割を越え著しい格差社会を作っているいびつな姿は、現代の窮乏化現象である。今日の資本蓄積の両極の現象結果は、1995年日経連が打ち出した「新時代の日本的経営」で、戦後の日本的雇用慣行を破棄し三層の雇用形態構造への低位再編化を打ち出してからである。それは20年を経て「完成」された。資本の攻勢に対抗できない労働者運動の弱さの結果でもあった。

非正規労働者群の増大は今日社会そのものの再生産と維持に影響を与えている。資本蓄積の結果である膨大な内部留保を、社会の再生産のためにはき出させる運動と提起が要請されている。

結論

もうこれ以上ごまかさ続けられない、働くものが優先される社会づくりを。

以上の消費税と所得税、法人税分析、そして膨大な内部留保の蓄積の事実を見れば、もう私たちはこれ以上の収奪を許すわけにはいかない。大胆に働く者・庶民生活優先の社会作りを自信をもって提起していくことが不可欠である。そのための財源はどうするのか、という不安は一切ない。資本に掠め取られてきた消費税を取り返し、大企業優遇税制に切り込み、内部留保を取り崩し、国民生活に財源を廻していけば財源は十分にあるのです。

その規模はGDPの規模を越える大きさである。社会を正常に作り替える政策を最優先に、そのための財源は税や国債でまかなう(資本優先でなく生活優先で)という基本的立場、スタンスを確立することからはじまる。

個別の短期・中期・長期の政策については、これまで研究・論議している政策内容を庶民ニーズの高い順番に実行していく優先順位をつけ、第一段階、第二、第三段階とし

て実行目標を立てる。

例えば奨学資金返済無料化、18才以下医療、出産、教育費負担無料化、最低賃銀1500円に引き上げ、累進課税復元、富裕税導入などは当面実現する政権の実行政策として国民に支持を訴え、国民との最低実行政策契約とする。

中期実現政策として脱原発・自然エネルギー、非正規労働者解消、最低年金保障(生活津保護水準)、沖縄基地撤去など実現プログラムを示す。

これを実現していく運動は、資本・自民と対抗する社会運動・ラディカルデモクラシーであり、その主体は反自民共同戦線の政党・労組・運動体の結集である。

付属統計資料  
(いずれも政府  
統計より)

グラフ1	経済成長率の推移
〃 2	国税主要税目収入推移
表3	国債管理政策の推移
表4	各種最高税率推移
図表5	主要国税収入構成推移
表6	内部留保額推移表

5-6 主要税目別国税額

追加

本資料を作成後、1月年明けに懇親の場があり、そこで輸出企業に対する消費税還付についての課題提起があった。大企業優遇税制でもあるこの問題は正面に据えられて問題視されてこなかったように思われる。追加資料としてその還付額資料を付加した。

資料に見るように、その還付金額は消費税総額の2割～3割を占め、2017年度で4兆円を超え、社会福祉の自然増を越える額となっている。法人税減税と合わせて大企業優遇策が消費税の裏で実行されているのである。その資料を添付する。

## もう一つの輸出大企業優遇消費税—輸出取引の免税

[平成31年4月1日現在法令等]

国税局電話相談センター

事業者が国内で商品などを販売する場合には、原則として消費税がかかります。しかし、販売が輸出取引に当たる場合には、消費税が免除されます。これは、内国消費税である消費税は外国で消費されるものには課税しないという考えに基づくものです。

この場合の輸出取引とは、商品の輸出や国際輸送、国際電話、国際郵便などをいいます。なお、輸出免税を受けるためには、資産の譲渡等が輸出取引となることについて、その輸出取引等の区分に応じて一定の証明が必要です。

例えば、物品の輸出のうち輸出の許可を受けるもの場合には輸出許可書が、サービスの提供などの場合にはその契約書などで一定の事項(資産の譲渡等を行った事業者の氏名又は名称及びその契約に係る住所等、年月日、資産又は役務の内容、対価の額、相手方の氏名又は名称及びその取引に係る住所等)が記載されたものが、輸出取引等の証明として必要です。

このように、輸出取引は消費税が免除されますが、それに対応する課税仕入れには消費税及び地方消費税の額が含まれていることとなります。この課税仕入れの金額には、商品などの棚卸資産の購入代金のほか、その輸出取引を行うのに必要な事務用品の購入や交際費、広告宣伝費などの経費なども含まれます。

そのため、輸出の場合には、課税仕入れに含まれる消費税及び地方消費税の額は申告の際に仕入税額の控除をすることができます。(消法7、30、消令17、消規5)

<消費税8%から10%>輸出企業に還付「大手優遇」

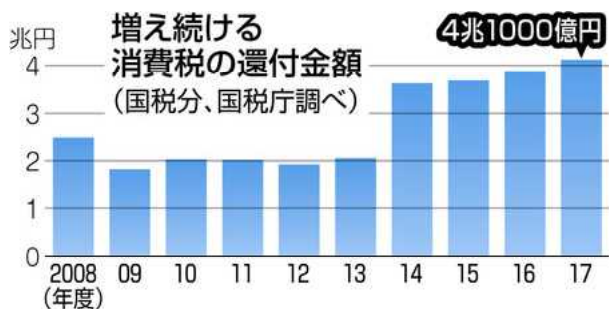
2019.9.18 東京新聞

「利息」上乘せ 不公平感指摘

輸出時に消費税が企業に払い戻される「輸出免税制度」が、大手輸出企業を優遇しているとして、税法の専門家が国を批判している。輸出先の海外では消費税を徴収できず、国内の仕入れ時に支払った税額分が「利息」付きで戻されるからだ。十月一日に税率が10%に上がれば、大手輸出企業への

利息を含めた還付金額はさらに膨らみ、不公平感は大きくなる。(大島宏一郎)

企業は仕入れ時に払った消費税を商品価格に上乗せして消費者に負担してもらいが、輸出すると消費税を受け取れないため、仕入れ時の消費税は戻ってくる。二〇一七年度の消費税の還付金額は約四兆一千億円で、消費税収の約二割の規模となっている。財務省は「税額分を返しているだけ」と強調する。だが、税務署から払い戻される還付金には、年率1・6%の「利息」に相当する還付加算金が上乗せされる。



税理士で元静岡大教授の湖東京至(ことうきょうじ)氏が一七年度の決算を基に大手企業への利息を除いた還付金額を推計したところ、トヨタ自動車は三千五百六億円、日産自動車は千五百九億円、パナソニックは二百二十億円。輸出企業だけが対象になる上、加算金の高い利率も理由に、湖東氏は「輸出企業を優遇する補助金と言わざるを得ない」と語る。

日大教授で税理士の阿部徳幸氏も、仕入れ先など下請け企業は大手企業の圧力で税額分を上乗せしに

くい現状を挙げ「今回の増税で中小零細企業は負担を強いられる一方、大手輸出企業の還付金が増えるのはおかしい。制度自体を見直してほしい」と訴える。

これに対し、財務省は、輸出免税制度は経済協力開発機構(OECD)のガイドラインに規定されているとした上で、「国際ルールに従っており、制度に問題はない」とした。

<消費税の還付> 企業が税務署に払いすぎた消費税が返金されること。消費税は消費者が負担する仕組みになっており、企業が仕入れ時に取引先に払った消費税は税務署に立て替えた形にすぎず、商品売って消費者から回収している。セールなどで商品価格を下げ、立て替えた消費税のほうが高くなれば差額が還付される。特に、海外に商品売った場合は消費税を受け取れず、立て替えた税額分は払い戻されるため、「輸出免税制度」とも呼ばれる。

## 8%で1.5倍になった還付金(財務省予算案)

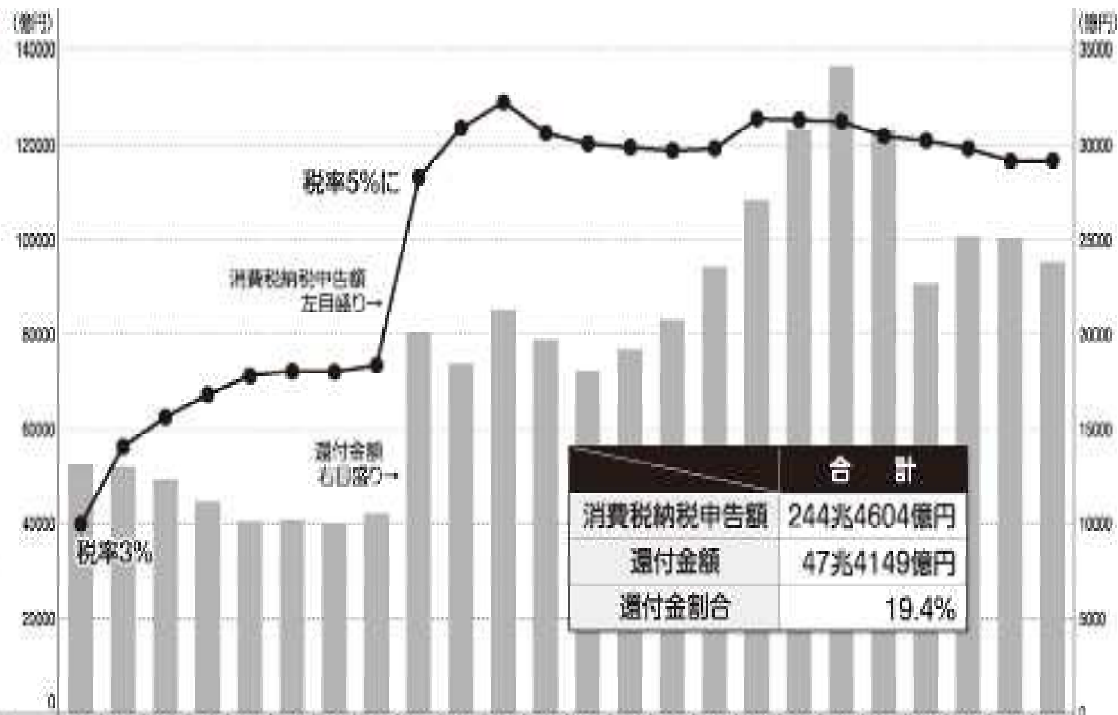


※2016年度の税収減は5兆円プラス1兆円(輸出企業への軽減分)

『全国商工新聞』2016年10月10日付より

**グラフ**

消費税導入以来の還付金の総額は47兆円！  
 (国税庁統計年報書より湖東税理士作成)



年 度	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
◆ 消費税納税申告額(億円)	3645	5284	6128	6804	7383	7181	7167	7319	11261	12332	12871	12290	11993	11816	11617	11896	12535	12951	12472	12158	12885	11933	11624	11618
■ 還付金額(億円)	1318	1381	1318	1129	1094	1092	1099	1067	2011	1678	2403	1867	1816	1923	2000	2373	2787	3107	3481	3101	2913	2537	2527	2386

※1 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までで記載した年度期間 ※2 納税申告額は簡易輸入取引に係る消費税は含まれていない ※3 税率は1957年4月1日より0.6%、地方消費税1%の合計1.6%として計算